

# 福祉サービス第三者評価事業について

(社会福祉法人指導監査説明会、研修会 資料)

島根県健康福祉部地域福祉課  
福祉基盤・指導監査スタッフ

# 1. 福祉サービスの質と第三者評価事業

## 利用者本位の福祉サービスを実現する

### 〈社会福祉法の規定〉

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業 (※) を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

※「社会福祉を目的とする事業」…地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業で、経営主体の制限は無い。 最小限の行政関与 (社会福祉事業従事者の養成施設の経営、給食・入浴サービス等)。

(経営の原則等)

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第78条 社会福祉事業 (※) の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

※「**社会福祉事業**」…「社会福祉を目的とする事業」のうち、規制と助成を通じて適正な実施の確保が図られなければならないものとして法律上列挙 (第一, 二種社会福祉事業)

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

⇒ **福祉サービス第三者評価事業の根拠**

# 第三者評価事業の目的

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」（厚生労働省通知）

## （２）福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。



- 施設・事業所の福祉サービスの質に関わる取り組みや、成果（よいところ）などを明らかにする。
- 福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつける。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報となる。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高める。

## ● 第三者評価の必要性 ●

福祉サービスの専門性を  
利用者自身が評価しにくい

利用者と事業者の  
対等性が確保しづらい

福祉制度が理解しづらい  
(情報の非対称性)

利用者の  
権利擁護

## 各分野における第三者評価事業の位置づけ

	高齢者・介護	障がい者・児	保育所	社会的養護
受 審	任意 ※地域密着型サービスは外部評価受審が義務化	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
受審率目標等	高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、養護老人ホームや特養等のサービス区分ごとの数値目標を設定する	障がい福祉サービス全体の数値目標に加えて、サービス区分ごとの数値目標を設定する	平成27年度～31年度末までの5年間ですべての事業者で受審・公表を行うことを目標とする (日本再興戦略2015)	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設)
費用の補助	無	無	年に度の受審が可能となるよう受審料の半額程度を公定価格の加算(上限15万円)として補助	3年に1回に限り、31万1千円を上限に措置費の第三者評価受審費加算を算定できる
昨今の動き	「規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)」で、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受け通知発出	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の高齢者分野での対応に即して同様の通知を発出</li> <li>令和3年度報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬にスコア方式が導入。スコア評価のつとして「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」が盛り込まれる</li> </ul>	保育所における自己評価ガイドライン改訂(令和2年3月)	<b>第3期受審期の1年延長</b> (新型コロナウイルスへの対応)
情報公表制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表(平成30年9月から)	各都道府県知事は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容、当該施設等の運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結果を公表しなければならない

## 各分野の評価基準ガイドライン策定状況

○ 各福祉施設・事業所（社会福祉事業）の種別等の特性や専門性を踏まえた福祉サービス・支援内容に関する付加する評価項目

分野	事業種別	策定・改定時期
高齢者	特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護	平成 25 年 3 月通知 →平成 29 年 3 月通知（改定） ⇒令和 2 年 3 月 31 日通知（改定）
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	平成 29 年 3 月通知 ⇒令和 2（改定）年 3 月 31 日通知
障がい児・者	障がい者・児施設	平成 17 年 3 月通知 →平成 29 年 2 月通知（改定） ⇒令和 2 年 4 月 1 日通知（改定）
子ども・子育て	保育所	平成 17 年 5 月通知 →平成 23 年 3 月通知（改定） →平成 28 年 3 月通知（改定） ⇒令和 2 年 4 月 1 日通知（改定）
	児童館	平成 18 年 8 月通知 ⇒令和 2 年 9 月 3 日（改定）
	放課後児童クラブ	令和 3 年 3 月 29 日（新規）
社会的養護関係施設	児童養護施設 乳児院 母子生活支援施設	平成 17 年 3 月通知 →平成 24 年 3 月通知 →平成 27 年 2 月通知（改定） ⇒平成 30 年 3 月通知（改定）
	児童心理治療施設 児童自立支援施設	平成 19 年 6 月通知 →平成 24 年 3 月通知 →平成 27 年 2 月通知（改定） ⇒平成 30 年 3 月 30 日通知（改定）
	小規模住居型児童養育事業児童自立生活援助事業	平成 22 年 3 月通知
更正事業	婦人保護施設	平成 18 年 6 月通知
	救護施設	平成 30 年 9 月 20 日通知（新規）

本県では、以下の表に記載する福祉サービスを評価の対象としています。

高齢者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）</li><li>・ 特別養護老人ホーム</li><li>・ 介護保険法に定める施設サービス、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援の施設・事業所</li></ul>
児童	<p>★児童養護施設 ★母子生活支援施設 ★乳児院★児童心理治療施設 ★児童自立支援施設</p> <p>（★は社会的養護関係施設 全国推進組織が認証した評価機関が評価を行う）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保育所 ・ 自立援助ホーム</li><li>・ 認定こども園（幼稚園型を除く）・ 放課後児童クラブ</li></ul>
障がい	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設</li><li>・ 障害児通所支援事業所 ・ 障害者支援施設</li><li>・ 障害福祉サービス事業所</li></ul>
保護	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 救護施設</li></ul>



## 島根県認証評価機関(令和4年4月1日現在)

評価機関の名称	所在地	連絡先
(有)保健情報サービス	鳥取県米子市	0859-37-6162
(有)ケアオフィス	浜田市	0855-27-3187
特定非営利活動法人メイアイヘルプユー	東京都品川区	03-3494-9033
(株)評価基準研究所		03-3251-0943

## 関連各制度の違い

	福祉サービス第三者評価	行政監査	介護サービス情報の公表制度
目的	サービスの質向上と利用者のサービス選択に資する情報提供	法令等に定められた基準遵守状況確認	利用者のサービス選択に資する情報の提供
実施者	民間の評価機関	行政	行政
実施義務	原則任意	義務	義務
特徴	受審は任意、事業者が評価機関を選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づき、すべての事業所を対象に監査実施</li> <li>・法令に基づき指導等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客観性の高い基本・運営情報を提供する</li> <li>・内容の評価は行わない</li> </ul>
公表	ホームページで閲覧可	施設は非公表(法人本部については一部公表)	ホームページで閲覧可